

シンポジウム

消費者団体訴訟制度で 賃貸アパート・マンション契約は どう変わるか

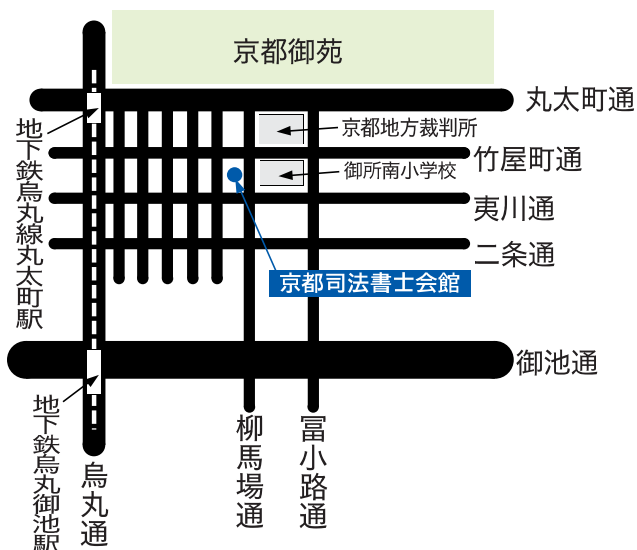
2006年12月2日(土)13:30~16:00
京都司法書士会館 大会議室(3階)

いよいよ「消費者団体訴訟制度」がスタートします。

2006年の通常国会で、消費者契約法が一部改正されて創設された消費者団体訴訟制度により、被害を直接受けていない消費者団体が、消費者全体の利益のために被害防止などの訴訟を起こすことができるようになります。

多発する賃貸住宅解約時の敷金・敷引問題。制度導入で賃貸契約はどう変わるのか、一緒に考えましょう。

消費者、事業者、消費者団体、研究者、消費生活相談員、司法書士、弁護士、報道関係者など、多くの方々の参加をお待ちしております。



プログラム
予定

- 寸劇——京都司法書士会
- 建物賃貸借における契約の問題点について
長谷川聡司法書士
- 消費者団体訴訟制度の紹介と解説
石田郁雄司法書士
- パネルディスカッション
「消費者団体訴訟制度で消費者問題はどうか変わるか」
コーディネーター／野々山宏弁護士
パネラー／長野浩三弁護士ほか消費者団体、消費生活相談員などを予定



※このシンポジウムは、消費者支援基金の助成を受けて開催します。

【定員100名】参加自由・無料

共催 ● 京都敷金・保証金弁護士団、NPO法人コンシューマーズ京都 / 後援 ● 京都府、京都市

主催 ● NPO法人京都消費者契約ネットワーク

【事務局】京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地ヒロセビル5F TEL:075-211-5920 FAX:075-251-1003 E-mail: mail@kccn.jp